

特定事業主行動計画に基づく実施状況の公表について

令和 8 年 9 月 3 0 日公表
佐賀県後期高齢者医療広域連合長

次世代育成支援対策推進法（平成 1 5 年法律第 1 2 0 号）第 1 9 条第 6 項並びに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 2 7 年法律第 6 4 号）第 1 9 条第 6 項及び第 2 1 条に基づき、下記項目を公表する。

記

1 職員 1 人当たりの平均年間超過勤務時間

項 目	数値目標	令和 7 年度
平均年間超過勤務時間	4 2 時間以下	3 3 時間 0 3 分

2 年次有給休暇の平均取得率

項 目	数値目標	令和 7 年度
平均取得率	7 0 % 以上	7 9 . 0 6 %

3 職員の給与の男女の差異

項 目	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
令和 7 年度	－ %

※給与支給対象者が、全員女性のため。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 2 1 条に基づく女性の職業選択に資する情報

項 目	割 合
採用した職員に占める女性職員の割合	1 0 0 %

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表(女性活躍推進法 21 条関係)

特定事業主名:佐賀県後期高齢者医療広域連合

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	—
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	—

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長・副局長相当職	—
課長相当職	—
副課長相当職	—
係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	—
1～5年	—

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員については、全員が他の地方公共団体からの派遣であり、本給の支給がたいため、算定対象外となる。
・任期の定めのない常勤職員以外の職員は、全員が女性の会計年度任用職員であるため、男女の給与の差異について比較できない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理職地位にある職員	33.3%

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員については、全員が他の地方自治体団体からの派遣であることから、派遣元団体の意向が優先されるため、主体的に女性職員の割合を増やすことは困難となっている。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	0.0%
本庁課長相当職	100%
本庁課長補佐相当職	0.0%
本庁係長相当職	50.0%

・任期の定めのない常勤職員については、全員が他の地方自治体団体からの派遣であることから、派遣元団体の意向が優先されるため、主体的に女性職員の割合を増やすことは困難となっている。

【説明欄】

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1)常勤職員

区分	令和7年度
男性	100%
女性	—

(2)会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
1 週間未満	0.0%	—	—	—
1 週間以上 2 週間未満	100%	—	—	—
2 週間以上 1 月以下	0.0%	—	—	—
1 月超 3 月以下	0.0%	—	—	—
3 月超 6 月以下	0.0%	—	—	—
6 月超 9 月以下	0.0%	—	—	—
9 月超 12 月以下	0.0%	—	—	—
12 月超 24 月以下	0.0%	—	—	—
24 月超	0.0%	—	—	—

【説明欄】

・常勤職員の女性並びに会計年度任用職員の男性及び女性については、取得対象者がいなかったものである。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて
命
じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	2.45 時間
内部部局等以外	—

【説明欄】

・内部部局等以外（いわゆる出先機関）の職員は存在しない。